

広尾町小地域ネットワーク活動推進事業実施要綱

(目 的)

第1条 高齢化社会が到来する中、援護を必要とする高齢者の増加が今後見込まれ、要援護老人等が安心して地域で暮らしていける援護体制づくりが必要になっている。このため、町内会の小地域毎に地域住民の参加、協力による福祉ネットワークづくりを展開し、必要な援護活動ができる体制づくり、心の通いあう福祉の町づくりを進めていくことを目的とする。

(事業内容)

第2条 要援護老人等が地域社会の中で安心して暮らすことができるため、援護のためのシステムづくりとして、民生児童委員、福祉委員、町内会役員、近隣住民等で構成する「たすけあいチーム」を単位町内会毎に組織し、地域の要援護者のニーズを把握するとともに、ニーズに応じた援護活動を行うため、次の事業を実施する。

(事業主体及び事務局)

第3条 事業主体及び事務局は、広尾町社会福祉協議会が行う。

(たすけあいチームづくり事業)

第4条 たすけあいチームづくりとして、次の事業の展開を図る。

(1) 福祉ニーズの発見及び把握

福祉カード(福祉台帳)を作成し、たすけあいチームが要援護者の福祉ニーズの発見、把握を日常的な訪問活動などにより進める。

(2) 福祉活動援護の推進

小地域で解決が可能なニーズについては、住民参加によるたすけあいチームが地域の実情にあった福祉援護活動を進める。また、町内会等の福祉援護活動への取り組みに参加、協力を求める。

(3) たすけあいチーム会議の推進

たすけあいチーム毎にニーズの解決に必要な援護活動を検討するため、チーム会議を設置する。

2. 地域福祉啓発活動の推進

地域住民向けのわかりやすい福祉援護活動への参加を啓発するパンフレットや資料の発行、住民福祉懇談会を開催

3. たすけあいチーム養成事業

たすけあいチームの構成者である福祉委員、町内会役員等の資質の向上を図るため、福祉サービスの学習会等を開催する。

4. 小地域ネットワーク活動推進会議の推進

小地域ネットワーク活動推進事業を効果的に実施するため、広尾町社会福祉協議会にたすけあいチーム関係者で構成する小地域ネットワーク活動推進会議を設置する

(推進方法)

第5条 推進方法として次のことを推進する。

- (1) 本事業の推進にあたり、特に町内会（町内会連合会）、民生児童委員協議会等、関係機関との十分な連携のもとに推進するものとする。
- (2) 町内会福祉部の促進、十勝地区社協事業との本事業との連携等、地域の実情に合わせた取り組みとする。
- (3) たすけあいチームの組織化は、単位町内会を範囲に要援護者に応じたチームづくりを進めるものとする。
- (4) たすけあいチームの組織化にあたり、町内会等との連携により福祉委員の配置、また民生児童委員との緊密な連携を図るものとする。

附 則

1. この要綱は、平成 7年4月1日より適用する。
2. この要綱は、平成10年4月1日改正する。